平成２９年（フ）第２３７１号
横浜市青葉区千草台30番地15　メイプルヒル藤が丘402
破産者　須永　　稔
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０６号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目21番３号
破産者　葛西　　學
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５７号
川崎市多摩区三田１丁目28番地４　サニーコーポ　201、前住所東京都新宿区大京町６番地６　大京町サンハイツ　203
破産者　ＲＯＵＳＳＥＡＵ　ＭＡＲＴＩＮ　ＳＹＬＶＡＩＮ
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
金沢市有松２丁目９番50号、住民票上の住所石川県加賀市冨塚町瓶焼３番地11
破産者　トータルフーズこと　村井　秀人
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
長野県上伊那郡中川村大草6990番地の２
破産者　鹿養　　進
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３８０号
静岡県藤枝市志太651番地の１
破産者　近藤　泰雄
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０６号
静岡県焼津市石津中町５番地の15
破産者　上村　眞二
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０２号
静岡市駿河区大谷２丁目９番１―201号、旧住所静岡市駿河区中島625番地の５
破産者　十河　裕二
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５５号
静岡県沼津市東熊堂84番地の11
破産者　滝川　信弘
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３８７号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｂ―405、前住所静岡県沼津市八幡町１番地の１カルチャー八幡302
破産者　持地　優學
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
静岡県湖西市新居町浜名2647番地の２
破産者　松本二三弘
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
静岡県袋井市国本2309番地の１　リヴェールＣ　202号室、前住所静岡県掛川市十九首41番地の２
破産者　加藤　恵子
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６０８号
奈良市佐保台西町72　レオパレス平城山105号、住民票上の住所京都府木津川市梅美台６丁目14番地７
破産者　片岡　道人
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１８号
京都市山科区四ノ宮中在寺町６番地　サイト安朱204号
破産者　中小路正晃
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６７９号
京都市東山区五条橋東４丁目448番地
破産者　宮田　光幸
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６８４号
京都府京田辺市薪西山36番地14
破産者　梅原　和城
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８４１号
京都市北区紫竹北大門町８番地４　Ｆｉｏｒｅ紫竹　402号室
破産者　小谷　健一
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０３号
広島県東広島市黒瀬楢原東３丁目８番13号
破産者　津本　成亮
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部